

香川県立高等学校の授業料等の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第6号

香川県立高等学校の授業料等の減免に関する規則の一部を改正する規則

香川県立高等学校の授業料等の減免に関する規則（平成18年香川県教育委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(授業料等の減免)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 交通遺児等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者又は同法第6条の4に規定する里親が自動車事故により死亡し、又は自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）別表第1の介護を要する後遺障害第1級若しくは第2級若しくは別表第2の後遺障害第1級、第2級若しくは第3級に該当することとなった者をいう。）であって、教育長が別に定める生活の困窮程度に該当する者であるとき。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>(授業料等の減免)</p> <p>第2条 香川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、県立高等学校の生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の授業料等を減免することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 交通遺児等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者又は同法第6条の3に規定する里親が自動車事故により死亡し、又は自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）別表第1の介護を要する後遺障害第1級若しくは第2級若しくは別表第2の後遺障害第1級、第2級若しくは第3級に該当することとなった者をいう。）であって、教育長が別に定める生活の困窮程度に該当する者であるとき。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2～5 略</p>

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。